

平成28年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

平成28年9月7日 午前10時00分開議

日程第1	報告第9号	平成27年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、 報告済
日程第2	報告第10号	平成27年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	質疑なし、 報告済
日程第3	報告第11号	平成27年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	質疑なし、 報告済
日程第4	報告第12号	平成27年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、 報告済
日程第5	報告第13号	平成27年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	質疑なし、 報告済
日程第6	議案第59号	壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第7	議案第60号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第8	議案第61号	平成28年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第9	議案第62号	平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第63号	平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第64号	平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第65号	平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第13	議案第66号	平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第14	認定第1号	平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 決算特別委員会付託
日程第15	認定第2号	平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	認定第3号	平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第17	認定第4号	平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第18	認定第5号	平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第19	認定第6号	平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第20	認定第7号	平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	認定第8号	平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	認定第9号	平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	認定第10号	平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第24	要望第1号	壱岐・唐津30Kmの海底送電線の早期着工の要望	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	要望第2号	男岳神社駐車場トイレの新設についての要望	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第26		芦辺小学校校舎改築工事設計業務に関する件について	教育長報告、質疑

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 赤木 貴尚君	2番 土谷 勇二君
3番 呼子 好君	4番 音嶋 正吾君
5番 小金丸益明君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 深見 義輝君	16番 鵜瀬 和博君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 土谷 勝君 事務局次長 吉井 弘二君

事務局係長 若宮 廣祐君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
副市長	笹原 直記君	教育長	久保田良和君
総務部長	眞鍋 陽晃君	企画振興部長	左野 健治君
市民部長	堀江 敬治君	保健環境部長	高下 正和君
建設部長	原田憲一郎君	農林水産部長	井戸川由明君
教育次長	山口 信幸君	消防本部消防長	安永 雅博君
総務課長	久間 博喜君	財政課長	中上 良二君
会計管理者	平田恵利子君	監査委員	吉田 泰夫君

午前10時00分開議

○議長（鶴瀬 和博君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。

壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

9月2日に音嶋議員より芦辺小学校校舎改築工事設計業務の建築確認申請日の質疑に対して、監査委員より発言の申し出がっておりますので、これを許します。吉田代表監査委員。

〔代表監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○代表監査委員（吉田 泰夫君） ただいま議長のほうから御案内がございましたように、27年度の壱岐市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況調書の意見書の54ページに掲げております芦辺小学校校舎改築設計工事業務委託の関係で、建築申請は4月11日かという御質問がありましたので、その件について御回答を申し上げたいと思います。

私のほうの記録簿の確認が不十分で大変申しわけなく思っておりますが、建築確認日は5月13日、ここに掲げております4月11日は確認申請等の添付資料等の資料を作成する手続が始まった内容で、私の確認不十分で大変申しわけありませんが、第5の意見書の建築確認申請日は5月13日に訂正することを御報告いたしたいと思います。

〔監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

日程第1. 報告第9号～日程第5. 報告第13号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第1、報告第9号平成27年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告についてから日程第5、報告第13号平成27年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまで、5件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、報告第9号平成27年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第9号の質疑を終わります。

次に、報告第10号、平成27年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第10号の質疑を終わります。

次に、報告第11号平成27年度株式会社壱岐カントリークラブに係る経営状況の報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第11号の質疑を終わります。

次に、報告第12号平成27年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第12号の質疑を終わります。

次に、報告第13号平成27年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで報告第13号の質疑を終わります。

以上で、5件の報告を終わります。

日程第6. 議案第59号～日程第7. 議案第60号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第6、議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について及び日程第7、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についての2件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第60号の質疑を終わります。

日程第8. 議案第61号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第8、議案第61号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く全議員で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第9. 議案第62号～日程第13. 議案第66号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第9、議案第62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第13、議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）まで5件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、議案第62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第62号の質疑を終わります。

次に、議案第63号平成28年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第63号の質疑を終わります。

次に、議案第64号平成28年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第64号の質疑を終わります。

次に、議案第65号平成28年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第65号の質疑を終わります。

次に、議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで議案第66号の質疑を終わります。

日程第14. 認定第1号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第14、認定第1号平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。本件につきましては、議長及び監査委員市山繁議員を除く14名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

日程第15. 認定第2号～日程第23. 認定第10号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第15、認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから日程第23、認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定についてまで9件を議題とし、これから質疑を行います。

初めに、認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号平成27年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号平成27年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号平成27年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第5号の質疑を終わります。

次に、認定第6号平成27年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第6号の質疑を終わります。

次に、認定第7号平成27年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第7号の質疑を終わります。

次に、認定第8号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第8号の質疑を終わります。

次に、認定第9号平成27年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第9号の質疑を終わります。
次に、認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで認定第10号の質疑を終わります。
以上で、議案に対する質疑を終わります。
これより、委員会付託を行います。
議案第59号壱岐市防災行政無線施設条例の廃止についてから議案第60号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてまで及び議案第62号平成28年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議案第66号平成28年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）まで並びに認定第2号平成27年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第10号平成27年度壱岐市水道事業会計決算認定についてまで16件を、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。
お諮りします。議案第61号平成28年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）は、議長を除く15名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号については、議長を除く15人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。
お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規程により、議長を除く15名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く15名を予算特別委員会に選任することに決定いたしました。
お諮りします。認定第1号平成27年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定については、議長及び監査委員市山繁議員を除く14人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、議長及び監査委員市山繁議員を除く14人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長及び監査委員市山繁議員を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議長及び監査委員市山繁議員を除く14名を決算特別委員に選任することに決定しました。

それでは、しばらく休憩します。

午前10時15分休憩

午前10時16分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会及び決算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、御報告いたします。

予算特別委員会委員長に9番、田原輝男議員、副委員長に15番、深見義輝議員、決算特別委員会委員長に、5番、小金丸益明議員、副委員長に2番、土谷勇二議員に決定いたしました。

日程第24. 要望第1号～日程第25. 要望第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第24、要望第1号壱岐・唐津30kmの海底送電線の早期着工の要望及び日程第25、要望第2号男岳神社駐車場トイレの新設についての要望の2件を議題とします。

ただいま上程しました要望第1号及び要望第2号の2件については、お手元に配付の請願等文書表のとおり、それぞれの所管の委員会へ付託します。

日程第26. 芦辺小学校校舎改築工事設計業務に関する件について

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第26、芦辺小学校校舎改築工事設計業務に関する件について、教育長より報告の申し出がっておりますので、これを許します。

あわせてパネル等の使用を許可しております。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 7月29日の議会で、「刑法に違反していますよ」という音嶋議員の発言についての取り扱いについて、私のほうから顧問弁護士等にお聞きをして対応しますと述べておりましたところ、議会のほうでは、その報告をしっかりとやるようにということで、本日この時間をいただいたものと思います。パネルを使って、まず、刑法第156条について、お互いの理解をしたいと思います。

刑法第156条は、その見出しに、虚偽公文書作成等となっております。その条文が、次のような形で始められております。公務員がその職務に関し、行使の目的で虚偽の文書もしくは図画、法曹界では図画とも呼ばれております。を作成し、または文書もしくは図画を変造したときは云々この条文はなっているわけです。

この刑法の条文がこのようになっていることと、虚偽公文書という一般的な言葉との大きな違いは何かといいますと、ここになります。この「行使の目的で」という文言が入らなければ、普通でいう虚偽の公文書という具合に受け取られます。刑法では、ここが入っていることで、普通の虚偽公文書作成等ということとは意味合いの違いがあるという指導を受けました。

そして、下に書いておりますように、量刑法定主義の大原則というのを教わりました。それは、刑法でいう量や刑罰は、この文章の中に書いてあること以外は罰することができないという意味でした。つまり、この条文に書いてあることに触れるか触れないかで判断をするところにあるのだというお話でした。

そこで、一般的な虚偽公文書作成という意味との違いの、この「行使の目的で」という、ここはどういう意味かとお尋ねをしました。こういう具合に、行使の目的ということで、刑法ですから犯罪ということになります。目的犯と言えると。その目的犯に3段階あるんだと。過失犯、知らなかったから誤って間違いを犯して、故意犯、故意、わざとということ。そして、「目的犯が、ある目的を持ってその犯罪をしたという場合に、この行使の目的という言葉の意味が伺われてくる」と言われました。

そして、ここに書いておりますように、刑法に違反して、違反するかしなないかを論じるときは故意であり、さらに目的がなければならぬという見解でした。つまり、過失よりも故意、目的というのはレベルが高くなっていく犯罪だということになります。過失犯というのは、罰せられない形の意味合いです。

こう考えてきたときに、私ども教育委員会職員の進めてまいりました業務について、お話を聞いたときに、次のような見解も受けました。全ての申請書類等の文書を見ていただきましたが、弁護士の判断は、今回は故意ではないと。目的もない。よって、第156条に該当することはないということでした。

さらに、事務を進める上での判断についての私たち教育委員会の判断ミス等がありましたので、そのようなお話しをしていただいた言葉が、こういうことでした。「適切ではない事務があったとしても、それが直ちに刑法に値することにはならない」、そういう御判断でした。

私どもは、公務員として、その仕事を誠実に務めていくことが課されております。それゆえに、厳しい視点でもっての御指導、御指摘等も受けてまいりますが、「刑法に違反をする」という断定的に言われることについては、そのまま受けとめる気持ちにはなれないところでございます。

音嶋議員は、「刑法第156条の虚偽の公文書作成に当たると私は考えております」とこのようにお話しになりました。そのお考えについて、今の報告をもとに、再度、御一考なさる部分があるのかどうかを受けながら、この後の展開にゆだねたいと思います。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 今、教育長から、今の市側の顧問弁護士の見解について、お延べをいただきました。私は、市側の顧問弁護士の考え方として、真摯に承っておきます。

しかし、私は、ことの本意について申し上げます。

議長、よろしいですね。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員、マイクを、もうちょっと……。

○議員（4番 音嶋 正吾君） ああそうですか、はい。

ことの本意について申し上げます。

要するに、7月29日の討論、百条委員会の設置については、議会は行政を監視、監督する義務を果たさねばなりません。真相究明をすべきであるし、市民にそれを明らかにする義務がございます。そうしたことで、この問題について、徹底的に真相を究明すべきであるということを申し上げたわけであります。

そもそも、問題の核心について重要であるのは、壱岐市側が真相を明らかにする義務があると、私は、指摘をしたいのであります。そして、その過程において、教育長は、「70年間生きてきて刑法に反する行為に当たるとの発言を受けたのは心外である」というような趣旨の発言をされましたが、私は壱岐市の行政責任を問うものであり、特定の個人や団体の社会的評価を低下させる目的でそのような発言をいたしておらないということを確認をいたしたいと。

もう一点、今回はお尋ねでございます。

壱岐市側が、この入札において初めて入札に参加するエムスリーを、誰が起票したのか。指名委員会に挙げるときに、誰が起票したのか。そして、指名委員会は起案者の意向に準じて指名委員会で決定をされたのかどうか、これは明確にお尋ねをいたします。

そしてもう一点。要するに、この業務の仕様書にはこう記してあります。「成果物には、確認検査書を添付すること。そして、完成日の十日前までに添付すること」という文言がございます。誰がこれを検査して合格とみなしたのか。そして、合格とみなさなければ、5月の2日に支払い命令書の起票はできないのであります。誰が支払い命令書の起票をしたのか。それが、今回の議案の最も核心部分であると、私は、承っております。

そして、通告によりますと、教育長から、「議場で発言されるときは、今後、言葉の重みを吟味され、慎重にお答えを」ということを記してありました。この件に関しましては、壱岐教育会

のトップであり、博識、見識、また高貴なお方でありますので、私も真摯に承り、公序良俗の精神を貫き、壱岐市の議会の品格を汚さぬよう、一議員として努力をしております。御指摘ありがとうございました。

以上です。今の見解に関する答弁を終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 今の音嶋議員の発言に対して、反問権を付与していただけますか。

○議長（鵜瀬 和博君） ただいま、久保田教育長より反問権の要請がありましたので、議会基本条例第8条第2号により許可をいたします。

○教育長（久保田良和君） 先ほど報告をしたことに関連しての、音嶋議員の御発言がありました。今、このときに主題にしておりますことは、「刑法に違反していますよ」というこの言葉についての取り扱いをしているわけでございます。

よって、音嶋議員が「真摯に承っておきます」と言われた言葉で、幾らかの理解はいたしますが、このまま、この「刑法に違反していますよ」という言葉を、この壱岐市議会の記録の中に残されておかれるかどうか、それとも先ほどの報告を聞かれて、幾らかその言葉の表し方については検討をしたいというお気持ちなのかどうか、今、私が主題にしているのは、そこでございます。

よって、その後、音嶋議員がお話しになりました行政的な扱い方については、当然、違った場所でそのことについての協議等はなされていくものと思いますので、議員がおっしゃる真相究明というのは、この場ではありません。

まずは、この「刑法に違反していますよ」という言葉の意味の重大さを、ぜひ、壱岐市議会議員として、壱岐市議会の記録の中に残すことについては、いま一度御検討をいただきたいと、そういう強い気持ちを持っているところでございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 今、教育長から説明がありましたように、市側の顧問弁護士の見解、そして、そのことに関しては承っておるということで、私は、そのように思っております。

要するに、公務員というのは規則というのがあります。そして、条例というのがあります。それは枝葉であり、いわゆる一つの手段であります。目的というの、もともとが刑法であります。ずっと、いわゆる連鎖的に、最終的には刑法に落ちつく。

ですから、私自身は、何ら前から申し上げております「武士に二言はございません」ということでございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） ということは、「刑法に違反していますよ」と御発言されたその文言は、そのままこの市議会の記録に残してやぶさかではないと、こうおっしゃってることになりま

す。そういうことでよろしいわけですか。

「刑法に違反していますよ」ということは、一人の人間が軽々しく断定できることでしょうか。裁判をして確定をしたときに、そのようにおっしゃるのならわかります。お一人の考えとして、「違反していますよ」と言い切ることについて、大変、疑義を感じます。

しかも、それが教育委員会業務、職員に対して向けられた言葉としてならば、そのまま黙って見過ごすわけにはいかないということで、今回も、ここで取り上げたのはそういう意味がござい
ます。

例えば、音嶋議員は、6月会議の6月22日の一般質問を教育長に向けられた中でも、次のような言葉をおっしゃってます。「議員は、自分の発言におかしいところがあれば、名誉棄損で訴えられるのですよ」。議場で誰もが聞いた言葉です。この発言を裏返しますと、理事者側が、音嶋議員の発言したことに何のアクションも起こさなかったら、音嶋議員の発言したことは、おかしいところはないということで通ってしまうことになります。まさに、「刑法に違反していますよ」という言葉は、そのように、今後、通ってしまうんです。

この「刑法に違反していますよ」という言葉を、私は、おかしい言葉だと捉えているからこそ、ここでしっかりお考えいただきたいと思っているわけで、このまま伝統ある壱岐市議会の記録の中に、このような言葉が永久に残るということが、大変、残念であり、恥ずかしいような気がします。

なおかつ、刑法、裁判で確定をしてない言葉を教育委員会及び職員に突きつけた、この言葉そのものは、憲法で保障している一人一人に与えられた基本的人権を侵すことにもつながっていることを、御認識いただきたいのです。

議員はよく言われます。「議員の業務は、あるいは議会は、管理監督の義務がある」と。当然でござい
ます。しかし、それは一人一人の職員の人格まで侵害してやっていいこととは別でござい
ます。そういう意味での議員としての、識見、人間性を発揮されながら、この「刑法に違反し
ていますよ」という言葉の持つ意味を、いま一度お考えいただきたい。残して後世まで恥ずかし
い思いをするべきではないと、私は、考えております。

○議長（鶴瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 真摯に承っております。

その前に申し上げます。個人を誹謗中傷するような発言は、私は申し上げておりません。なぜ
そしたら、市長は処分されたんですか。なぜ処分されたんですか。条例をなぜ提案されたんです
か。

待ってください、いいですか。私は、あなたたちが逆にこういう過ちを起こしましたと、こう
いう手続で、入札もね、遅れるようになりましたと。一連のずっと経緯から見ましても、入札の

経緯から見ましても、余りにもずさんではありませんか。私は、そう思いますよ。緊張感に欠けておられると思いますよ。そうした調査を、逆に皆さん方で議会に報告されるのが、私は先であると思いますがね。

そして、先ほど言いました「誰が起案して、この検査のいわゆる合格したという支払い命令書の起案を、誰が指示したのか」。そして、この、いわゆる「指名メンバーは誰が起案して、指名委員会に凶ったのか」。それを、お答えくださいよ。私にも反問権はありますよ。何らその件に関して、明確な発言はないじゃないですか。

そして、監査委員が申されました確認申請書の提出日は4月11日ということであります。実際は5月12日に対して、受理したのは5月13日、誰がこういう報告をしたのか。この件に関してもお尋ねいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 音嶋議員は、自分の発言したことを「承っておきます」という言葉にそのまま終わられて、その後の論点をすりかえておられます。

今、ここで申し上げているのは、刑法という大切なことについての論議をしております。よって、行政的なことについて、私どもの業務についての不手際、失態等については、既にしかるべき処分を受けておりますので、それはそれで行政罰として受けていると申しているわけです。

刑事は別でございます。刑事罰について、私は何度も言います。市議会の記録に残して、教育委員会職員が刑法に違反している業務をしたということが、永遠に残ることについて、大変、悲しい思いをしているということです。まずそこをしっかりとされないと、ほかのところに持って行かれることは、この場は必要ないと考えております。

○議長（鶴瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 冒頭で申し上げたとおりであります。私は、刑法に違反をしていると言っておるわけですから、これ以上何も申し上げることはない。

以上であります。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） この発言で終わりにいたします。

お聞きのとおりでございます。私のほうは、顧問弁護士に国家試験の資格を持たれた方の判断をお伝えをいたしまして、そのことで進めてまいります。このまま水かけ論をしても同じだと思いますので、あとはどうぞ議員の皆様あるいはテレビをご覧の市民の皆様が御判断いただくことだろうと考えております。

教育委員会が不手際を起こしました業務に関しながら、議会の中で多くの時間をとっていただいたことに感謝をしながら、またそれ以上に御迷惑をかけたことをお詫びをしながら、今回受け

ました行政処分をもとに、教育委員会の職員一同、私も力を合わせて市民の信頼に応える仕事を進めていくことを申し述べて、お礼とお詫びにかえさせて、この問題についての発言を終わりにさせていただきます。御迷惑をかけました。

○議長（鵜瀬 和博君） なお、音嶋議員から質問が2点ほど出ておりましたが、これは決算特別委員会において、その件につきましては、執行部のほうより答弁いただきますよう、私のほうからお願いをしておきます。

現在、総務文教厚生常任委員会においても、この件につきましては、所管の調査において調査をされております。その報告を待ちたいと思いますので、以上、御理解のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、あす9月8日木曜日午前10時から開きます。

あしたは10時から一般質問となっておりますので、市民の皆さんにおかれましては、壱岐ビジョン並びに壱岐FMにて生中継をしておりますので、御聴講いただきますようよろしくお願ひいたします。

本日はこれで散会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時44分散会
